

議案第35号

令和6年度西原村工業団地造成事業特別会計予算

令和6年度西原村工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 449,450千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月7日 提出

熊本県阿蘇郡西原村長 吉井 誠

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 繰越金		4,450
	1. 繰越金	4,450
7. 村債		445,000
	1. 村債	445,000
歳入	合計	449,450

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 事業費		449,450
	1. 事業費	449,450
歳 出	合 計	449,450

第 2 表 地 方 債

単位：千円

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
1.地域開発事業債	4 4 5, 0 0 0	証書借入 または 証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出予算事項別明細書

(歳 入)

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
5. 繰越金	4,450	0	4,450
7. 村債	445,000	445,000	0
△. 繰入金	0	193,899	△193,899
歳 入 合 計	449,450	638,899	△189,449

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 事業費	449,450	638,899	△189,449	0	445,000	4,450	0
歳出合計	449,450	638,899	△189,449	0	445,000	4,450	0

(歳入)

(款) 5. 繰越金 (項) 1. 繰越金

(単位: 千円)

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	4,450	0	4,450	1. 繰越金	4,450	
計	4,450	0	4,450			

(款) 7. 村債 (項) 1. 村債

1. 地域開発事業債	445,000	445,000	0	1. 地域開発事業債	445,000	
計	445,000	445,000	0			

(款) △. 繰入金 (項) △. 他会計繰入金

△. 一般会計繰入金	0	193,899	△193,899			廃款
計	0	193,899	△193,899			

(歳 出)

(款) 1. 事業費 (項) 1. 事業費

(単位 : 千円)

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 工業団地造成 事業費	449,450	638,899	△189,449	0	445,000	4,450	0	8. 旅 費	11	費用弁償
								10. 需 用 費	5	印刷製本費
								11. 役 務 費	174	手数料
								14. 工事請負費	445,000	工業団地造成工事 (その1) 100,000 調整池整備工事 (その2) 75,000 工業団地管理用道路整備工事 270,000
								21. 補償、補填及 び賠償金	4,260	立木補償金
計	449,450	638,899	△189,449	0	445,000	4,450	0			